

## 有害がん具類一覧表

品名	指定年月日	構造	機能
がん具けん銃 TARGET PISTOL TP19-63M	昭和 38. 2. 13 愛知県告示第 928 号	薬きょうに紙火薬を挿入し、弾倉にプラスチック弾丸を装てんして発射するもの。	弾丸を装てんして発射すると弾丸が 10 メートル飛ぶ。
金属製がん具手裏剣	昭和 39. 10. 23 愛知県告示第 726 号	厚さ約 1. 2mm の鉄板を十文字型、短剣型に打ち抜いたもの。	投てきした場合、大きさ、重量が手ごろであり、遠く飛び、目標に当たった場合かなりの衝撃を与える。
がん具空気銃	昭和 57. 11. 5 愛知県告示第 1095 号 (一部改正) 平成 7. 6. 21 第 519 号 平成 12. 6. 30 第 574 号 平成 22. 3. 2 第 136 号 (一部改正)	手動・電動等により空気圧縮ポンプ、スプリング等を作動し、圧縮された空気の力を利用して弾丸を発射させるもの。	当該がん具空気銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口直前で 0. 49J/cm <sup>2</sup> 以上を有するもの。
がん具ガス銃	昭和 61. 3. 17 愛知県告示 第 228 号 平成 22. 3. 2 愛知県告示第 137 号 (一部改正)	充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの。	当該がん具空気銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口直前で 0. 49J/cm <sup>2</sup> 以上を有するもの。
特殊警棒	昭和 62. 7. 13 愛知県告示第 564 号	金属製の伸縮式護身具で、通常は握り部分に突出物が収納されているが、使用に際し強く振ると当該部分が飛び出す構造になっている。	伸長した状態で人体に対して打撃を加えた場合、殺傷能力を有する。
バタフライナイフ	平成 10. 2. 20 愛知県告示第 125 号	柄を二つに開き、180 度回転させることにより刃を出し、柄を固定して使用する折り畳み式のナイフで、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号)第 17 条の規定により測定した刃体の長さが 6 センチメートルを超えるもの。	刃を出した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。
ペン型ナイフ	平成 11. 6. 18 愛知県告示第 492 号	外見上ボールペン等の筆記具の形状を有し、キャップ状のさやに刃体を格納するナイフで銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号)第 17 条の規定により測定した刃体の長さが 6 センチメートルを超えるもの。	刃を出した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。
ダガーナイフ	平成 20. 7. 1 愛知県告示第 378 号	鍔を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの。	刃を出した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。
クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	令和 3. 2. 1 愛知県告示第 487 号	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させることができるもの。	当該クロスボウの矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、発射直後で 0. 49J/cm <sup>2</sup> 以上を有するもの。

注 1 : 0. 49J/cm<sup>2</sup> (ジュール毎平方センチメートル) とは、およそ当該がん具銃用の弾丸で水平射角で発射して、おおむね銃口から 3 メートルにある新聞紙 5 枚以上を貫通する力に相当する。(1J=1 ニュートンの大きさの力がその方向に物体を 1 メートル動かすときの仕事)

注 2 : 0. 49J/cm<sup>2</sup> (ジュール毎平方センチメートル) とは、およそ当該クロスボウの矢を水平射角で発射して、おおむね発射される矢の先端から 3 メートルにある新聞紙 5 枚以上を貫通する力に相当する。(1J=1 ニュートンの大きさの力がその方向に物体を 1 メートル動かすときの仕事)